



環境にやさしい 「かごしま木の家」 CO2固定量認証制度

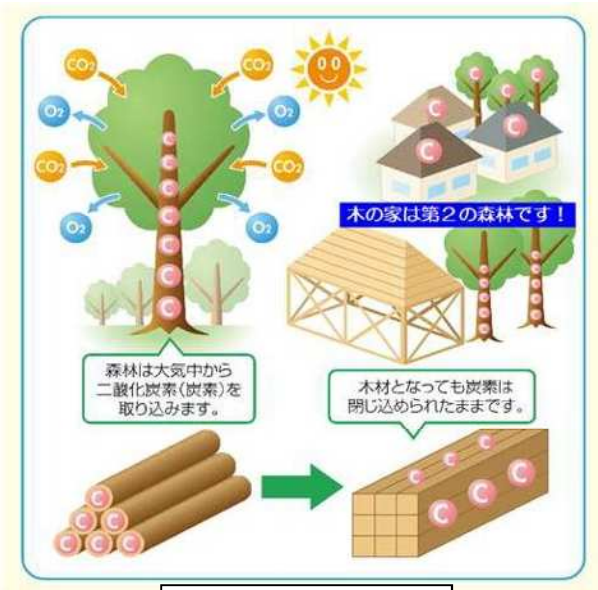
地球温暖化防止の貢献度を「見える化」

木材を使用した家づくりは、生育過程で二酸化炭素を吸収した木材を利用することや、少ないエネルギーで加工が可能であることから地球温暖化防止に貢献しています。

鹿児島県では、かごしま材を使用した家づくりによる環境貢献度を「見える化」し、地球温暖化防止に対する認識を深めてもらうとともに、かごしま材の利用促進を図るため、環境にやさしい「かごしま木の家」のCO2固定量の認証を行っています。



上の認証書を建築主様あてに作成し、お渡します



CO2固定の仕組み

【制度、手続きのお問い合わせ、申請窓口】

鹿児島県環境林務部 森林経営課 計画指導係
 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 (県庁13階)
 電話 : (099) 286-3360 FAX : (099) 286-5609
 【県HP】 検索サイトで「かごしまCO2固定量認証」と入力して検索。

各地域振興局・支庁林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

CO2固定量認証の概要 (住宅)

1 認証要件

木造住宅のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす環境にやさしい「かごしま木の家」とします。

- ① **かごしま緑の工務店が県内に住居用として建築する木造の新築住宅であること。**
- ② **かごしま材の使用量が10m³以上の住宅であること。**
- ③ **申請前年度又は当年度に完成した住宅であること。**

2 申請に必要な書類

必要な書類	備考
①申請書 (1号様式その2)	申請者は、住宅の「建築主」となります。
②木材使用実績計算書 (2号様式-1)	※木取り表等の既存計算書も活用できます。
③位置図	住宅の位置がわかる「付近見取図」を添付してください。
④住宅の状況写真 (棟上げ時、完成時等)	木材使用状況がわかる棟上げ時と、住宅の完成時等の写真を添付してください。

※ 様式は県HP（「CO2固定量認証」で検索）からダウンロードできます。

3 認証について

外部委員で構成される認証審査会に諮った後、認証となります。

4 認証書の活用

建築主への木造住宅の環境貢献度の説明や、貴社のホームページ等で木造住宅をPRする際の、CSR活動にご活用ください。

- ・かごしま緑の工務店とは
地域の木材（かごしま材）を使って、積極的に家づくりに取り組む工務店等で、県に登録されているもの
- ・かごしま材とは
県内の森林から生産され、県内の製材所等で加工された製品

